

和泊町告示第 103 号

和泊町営住宅特定入居事務取扱要領を次のように定めた。

平成 27 年 10 月 1 日

和泊町長 伊地知 実利

和泊町営住宅特定入居事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、和泊町営住宅への特別入居等に関する要綱（平成 27 年和泊町要綱第 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 3 号に定める町営住宅（以下「住宅」という。）への特定入居の取扱いに関する基準等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存入居者等 現に町営住宅に入居決定を受けて入居している者及び同居者をいう。
- (2) 世帯増減住替え 同居者の人数に増減があったことにより、適切な居住水準の住宅へ住替えることをいう。
- (3) 低層階住替え 既存入居者等が加齢、又は病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることになったことにより、低層階住宅へ住替えることをいう。
- (4) 低層階住宅 木造若しくは簡易耐火構造平屋建となっている住宅、低層住宅、中層住宅のうち 1 階若しくは 2 階の住宅をいう。

(住替え資格)

第 3 条 世帯増減住替えは、次の各号に掲げる表の左欄の区分に応じて、中欄の住宅に現に入居している場合であって、右欄の住宅への住替えを希望している者でなければならない。

(1) 同居者の増加の場合

世帯員数	現住宅の住宅規模	住替住宅の規模
5 人以上	住戸専用面積 70 m ² 未満の住宅	住戸専用面積 70 m ² 以上の住宅

(2) 同居者の減少の場合

世帯員数	現住宅の住宅規模	住替住宅の規模
1 人	住戸専用面積 50 m ² 以上の住宅	住戸専用面積 50 m ² 未満の住宅

- 2 低層階住替えは、既存入居者等が治療に長時間を要することが確実な者であって、現に階段の昇降に支障をきたしている者でなければならない。
- 3 前号の規定にかかわらず、既存入居者等が次に掲げる場合は、原則として住替えを認めないものとする。
 - (1) 和泊町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年和泊町条例第23号。以下「条例」という。）及び条例施行規則（平成10年和泊町規則第6号。以下「規則」という。）を遵守していない場合。
 - (2) 現在入居している住宅に入居後3年を経過していない場合。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。
 - (3) 世帯分離による場合。
 - (4) 申請内容に虚偽の事項を記載した場合。
 - (5) 承認することが他の入居者との公平を欠くと認められる場合。

（申請手続き）

第4条 住替えを希望する者は、町営住宅住替え申出書（第1号様式、以下「申出書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 既存入居者の住民票（外国人にあつては在留カードの写し）
 - (2) 第3条第2項の者にあつては、医師の診断書等（治療に時間を要し、階段等の昇降に著しい支障がある旨を明記したもの。以下「診断書」という。）

（対象住宅）

第5条 低層階住替えの対象となる住宅は、第2条第4号に掲げる住宅とする。

- 2 前項の場合において、既存入居者が単身者のときは、原則として住戸専用面積50㎡未満の住宅とする。

（住替え登録あつせん）

第6条 町長は申出書を審査し、空き家住宅の発生の状況に応じて町営住宅入居申込書を受理の上、受付順に登録し、次の各場合にしたがって適宜あつせんするものとする。

- (1) 第3条第1号に該当するものは、空き家待ち順位登録名簿の最後尾に登録する。
- (2) 第3条第2号に該当する者は、原則として同一団地で空き家待ち順位登録者に優先して登録する。
- (3) 前号に該当する者で、診断書の内容を審査した上、現在入居している住宅と異なる住宅への住替えを認めることができる。

（入退去手続き）

第7条 前条のあつせんを受けた者は、条例及び規則等に規定する入退去の手

続きを行うものとする。

(期間通算)

第8条 前条の規定にかかわらず、住宅に入居した日は、最初に町営住宅に入居した日とする。

(他の事業主体の公営住宅からの住替え)

第9条 他の事業主体の公営住宅からの住替えについては、原則として認めない。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

町営住宅住替え申出書

和泊町長

殿

住所
(町営住宅 団地 棟 室)
氏名 印

次の理由により、和泊町営住宅への特別入居等に関する要綱第 条第 号の規定による町営住宅の住替えを申し出ます。

入居名義人氏名	
住替えを必要とする理由	